

仕 様 書

1 件 名

須崎市議会議員選挙ポスター掲示板賃貸業務

2 目 的

須崎市議会議員選挙の執行にあたり、公職選挙法第144条の2に規定するポスター掲示場に使用するポスター掲示板及び設置に必要な付属品を賃借するもの

3 概 要

ポスター掲示板202枚(内2枚は予備)及び設置部材の賃借

4 条 件

(1) 掲示板の規格等

① 区画

- (ア) 区画数 22区画(2段)
 - (イ) 区画の大きさ 縦・横45cm(区画線は含まない。)
 - (ウ) 区画線 幅1cm
- ※ 別添「掲示板体裁」参照

② 文字等

- (ア) 文字、数字は、ゴシック体とする。
- (イ) 色は黒色とする。
- (ウ) 区画内に番号を印字する。
- (エ) 表題及び注意書きは別添「掲示板体裁」を参考とする。

③ 材質等

- (ア) 耐水及び耐熱のものとし、設置期間中の風雨に耐え得る構造のもの
- (イ) 環境に配慮し、再生可能な材質
(ただし、ベニヤ板は除く(アルミ複合板が望ましい))

(2) 掲示板設置に必要な付属品

強風にも耐えられる構造で設置できるように設置部材を必要数用意すること。

部材	数量
主柱 L 型アングル L=2000	1,400 個
主柱 L 型アングル L=1200	650 個
ボルトセット	8,500 個
金網用フック	220 個
ブロック用フック	260 個
ジョイントパーツ	1,260 個

5 賃借期間

令和8年10月1日～令和8年11月16日

なお、選挙期日が見込みと異なった場合は、発注者と受注者の双方で協議の上、賃借期間を変更する。賃借期間を変更した場合でも契約金額の変更は行わないものとする。

6 納品場所

須崎市役所駐車場

7 ポスターの廃棄

ポスター掲示場撤去後の掲示板に貼られたまま残っているポスターは、受注者の負担により廃棄することとする。

8 賃借料の支払い

賃借期間を終了し、ポスター掲示板及び設置に必要な付属品が搬出された後、適法な支払請求書を受理したときから30日以内に支払うこととする。

9 その他

- (1) 搬入・搬出費用を含むこと。
- (2) 損害賠償保険(対人1億円、対物1億円)加入費用も含むこと。

10 照会先

須崎市選挙管理委員会 電話 0889-42-6391

【別添】

掲 示 板 体 裁

21		1		須崎市議会議員選挙ポスター掲示場 須崎市選挙管理委員会 一 この掲示場は、須崎市議会議員選挙の候補者 以外の方は使用できません。 二 選挙運動用ポスターは、立候補の届出と同じ 番号が表示してある区画にはってください。 三 掲示板を壊したり、ポスターを破つたりする と罰せられます。
22		2		
		脚		

備考

- 1
- ポスターを掲示する各区画面の大きさはタテ、ヨコとも45センチメートルとする。
- 2
- ポスターを掲示する区画には、右上から順に、1から当該選挙のポスター掲示場に関して委員会で定められた数までの番号を付す。
- 3
- 掲示面は、ベニヤ板タイプ1又はこれに準じる厚さ6ミリメートル程度のもので、耐水及び耐熱のものとし、設置期間中の風雨に耐えうる構造のものとする。
- 4
- 既存の構造物を利用して掲示板を設置する場合には、脚は設けないことができる。